

有明海自動車航送船組合監査委員公告第3号

令和6年9月30日付6有航監第11号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

7有航第22号
令和7年2月28日

有明海自動車航送船組合

監査委員 下田 芳之 様
監査委員 藤井 一恵 様

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗林 堅一郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年9月30日付6有航監第11号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

航送需要は回復しつつあるが、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、中期目標達成に向けて、利用者サービスの向上や両県及び関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の促進に努める必要がある。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、9名という少人数で組合業務全般を運営しているが、50歳未満の職員6名のうち5名が在職10年未満と経験年数が短い職員が大半を占めている。

業務のより円滑な推進及び職員のキャリア形成や職場定着を図るためにも、外部研修等を活用するなど、引き続き必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努め

る必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和５年３月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。

令和５年度において、航送実績の回復に伴い純利益が増となるなど、当組合の経営状況は改善しつつあるものの、原油価格をはじめとした物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢から、今後も厳しい経営環境の継続が見込まれるので、進捗管理や検証を行いながら、同目標の着実な推進を図る必要がある。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和５年度の輸送台数は、コロナ禍前の平成30年度輸送実績の９割近く回復したところであり、一方費用においては、原油価格の高騰により、船舶燃料費が増加し、また、人件費等その他経費の上昇などが収支を圧迫している状況下にある。

このように厳しい経営状況であるが、地元市町や観光協会など関係団体と連携し、観光需要の回復や修学旅行の動向等の変化を的確に捉え、誘致の推進を行うほか、前年度から引き続き「雲仙・有明スローラインきっぷ」、「御船印めぐりプロジェクト」などの企画事業へ参加するとともに、新船建造費補助金還元割引を効果的に活用するなど、誘客の推進に努めていく。

イ 行政職員の人材育成については、今後も職員の業務内容等を考慮し、引き続き外部研修への参加の機会を設け、人材育成に努めていく。

ウ 令和５年度決算と中期目標の比較においては、輸送台数の増加に伴い事業収益が計画より上回った。一方で、費用については原油価格の高騰を受け船舶燃料費が増加したものの、その他経費の削減に努めた結果、計画に近い数値となっており、中期目標を大きく上回る利益を確保できた。

今後も物価高騰や人口減少などの社会経済情勢の変化等の取り巻く環境を注視しつつ、進捗管理や検証を行いながら、中期目標の着実な推進を図っていく。

2 是正・改善を検討すべき事項について

(1) 是正・改善を検討すべき事項

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領に定めのない行政財産について、使用の許可及び使用料の減免を行っていることから、適正な許可事務を行う必要がある。

イ 組合財産の使用許可使用料について

旧予約センターの使用許可に係る使用料について、収入の調定をしないまま、納入通知書を発行し、納期限内に納付がなかったにもかかわらず、その後、必要な督促の手続きを怠っていたことから、適正な財務事務を行う必要がある。

ウ 契約事務について

設計監理業務委託の契約保証金について、有明海自動車航送船組合会計規程第97条の規定に基づき契約締結時に保証金を納付させるか、もしくは免除決定を行うべきであったが、いずれの手続きも行わないまま契約を締結している。

また、契約日から25日後に、契約保証金の免除決定に必要な履行保証証券を受領していることから、適正な契約事務を行う必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領の別表に定めのない行政財産について使用の許可及び使用料の減免を行っていたとの監査指摘を踏まえ、行政財産の使用に関する事務取扱要領について別表も含めて所要の改正を行ったところであり、今後も適正な事務処理に努めていく。

イ 組合財産の使用許可使用料について

使用許可に係る使用料については、収入調定書の起票と納入通知書の発行を別の担当が行っていたことから、連携したチェック体制が必要にもかかわらず、収入調定を行わないまま納入通知書を発行し、経理システム上での使用料の収納状況の確認や、未収に伴う督促の手続きを行っていなかった。

今後は、収入調定を行ったうえで納入通知書を発行するとともに、納入通知書整理簿に収入日を確実に記載し確認することで未収金に必要な督促手続きを行うなど、適正な事務処理に努めていく。

ウ 契約事務について

当該契約については、公共機関より履行証明を添付した契約保証金免除申請書の提出をもって、契約保証金の免除を行う予定であったが、履行証明の提出が困難となり公共工事履行保証証券に切り替えて手続きを行うこととしたが、手続きに不測の日数を要したため、証券を受領しないまま契約保証金を免除して契約締結を行い、契約後に証券を受領してしまった。

今後は、当組合会計規程に則り、契約保証金の納付又は免除決定のうえ契約を行うなど、適正な契約締結の事務処理に努めていく。